

令和7年度 給与支払報告書の提出について

令和6年1～12月に支払いをした給与について、次のとおり、給与支払報告書の提出をお願いします。

なお、退職者でも支払金額が30万円を超える場合には給与支払報告書の提出が法律で義務付けられていますが、支払金額30万円以下の方の分についても税証明の発行や国民健康保険料の算定等に影響が生じることがありますので、提出をお願いします。

1 提出先及び提出期限

提出先 受給者が令和7年1月1日現在居住する市区町村

提出期限 令和7年1月31日(金) 必ず期限までに提出してください。

2 提出物

(1)

(2)

(1) 給与支払報告書(総括表兼普通徴収切替理由書) 1市区町村につき1枚

窓口で配布している総括表は普通徴収切替理由書が一体となっているものです。

普通徴収切替理由書が一体になっていない総括表を使用する場合、別紙で切替理由書の提出が必要となります。

(2) 給与支払報告書(個人別明細書) 対象者1人につき1枚

個人別明細書と給与所得の源泉徴収票は、複写式になっています。

源泉徴収票は受給者本人へ交付してください。

3 提出方法

(1) 郵送 右の宛名をお使いください。

(2) 窓口に持参 市役所本庁舎2階市民税課



〒243-8511
神奈川県厚木市中町3丁目17番17号
厚木市役所
市民税課 特別徴収係 行
(給与支払報告書在中)

4 給与支払報告書の入手方法

(1) 市民税課窓口で配布

(2) 厚木市ホームページからダウンロード

※ 総括表(兼普通徴収切替理由書)は今回送付したものをお使いください。

※ 税務署関連の書類は配布等していません。所管の税務署にお問い合わせください。

5 給与支払報告書の記載方法

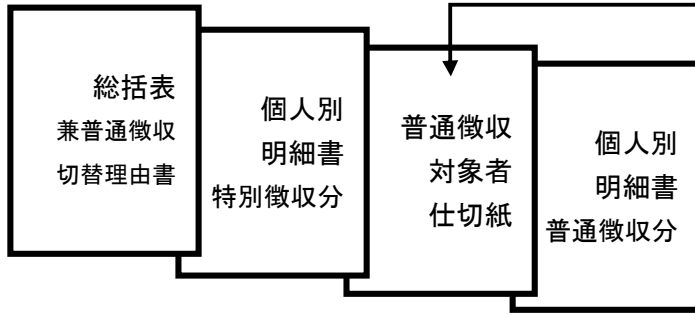
(1) 給与支払報告書(総括表兼普通徴収切替理由書)

(2) 給与支払報告書(個人別明細書)

国税庁ホームページ又は税務署で配布している「令和6年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引き」等を御確認ください。

なお、概略版を厚木市ホームページに掲載しています。

6 提出時のつづり方



普通徴収分がある場合、特別徴収分との間に仕切紙を挿入してください。

※綴じる際は紙の破損を防ぐため、ホチキスではなくクリップ等を使用してください。



7 提出前チェックリスト

チェック項目	概要
<input type="checkbox"/> 提出先市区町村はありますか？	受給者が令和7年1月1日現在居住する市区町村に提出してください。
<input type="checkbox"/> 年度はありますか？	令和6年1～12月中の支払いが、令和7年度課税となります。総括表は令和7年度、個人別明細書は左上に⑦または6年分と記載しているものです。
<input type="checkbox"/> 書類の送付先に希望はありますか？	事業所の所在地と税額通知等の書類の送付先が違う場合は、総括表「書類の送付先」に住所を記載してください。記入がない場合、事業所の所在地へ送付するか現在送付先設定をしている住所へ送付します。
<input type="checkbox"/> 個人別明細書の枚数（徴収区分※の内訳等）はありますか？	総括表に特別徴収対象者・普通徴収対象者・合計人数を記載し、個人別明細書の枚数と一致させてください。
<input type="checkbox"/> 普通徴収切替理由の記載はしましたか？	普通徴収対象者がいる場合、切替理由書に普A～Fの内訳を記載してください。併せて、個人別明細書の摘要欄にも該当する符号（普A～F）を記載してください。
<input type="checkbox"/> 徴収区分※で分けてありますか？	特別徴収分と普通徴収分で分けて、個人別明細書の中に仕切紙を挿入してください。今回送付した総括表の左面裏が仕切紙です。

※徴収区分 特別徴収：住民税を給与から差引きする受給者

普通徴収：住民税を給与から差引きできない受給者

8 エルタックス（電子申告サービス）の御案内

給与支払報告書を始め、特別徴収事務関連の届出や納付手続きなどを自宅や職場のパソコンからインターネットを利用して行うことができます。

また、前々年（今回であれば令和5年）に税務署に提出された**法定調書の枚数が100枚以上の事業所については、eLTAx又は光ディスク等により給与支払報告書等を提出することが義務付けられています。**

対象となる事業所は、eLTAx又は光ディスク等で提出してください。

なお、eLTAx利用手続き等の詳細は、地方税ポータルシステムのホームページ等を御確認ください。

（インターネット「エルタックス」で検索）

※eLTAxで給与支払報告書を御提出いただいた場合、翌年度から紙の給与支払報告書（総括表）の送付はいたしません。

給与支払報告書の書式のダウンロードや提出に関する詳細は、**厚木市ホームページ**を御参照ください。

【厚木市ホーム】→【くらし・手続き】→【税金】

→【個人住民税】→【給与支払報告書の提出について】



給与支払報告書の提出に関するお問い合わせ

厚木市 市民税課 特別徴収係 電話046-225-2011